

## 森づくり県民税の導入・見直しの検討経緯 (岡山県税制懇話会の報告書より)

### 森づくり県民税導入時の考え方

#### 1 導入理由

県土の約70%を占める森林は、水源のかん養など県民の暮らしに欠くことができない公益的な機能を有している。

しかしながら、本県の森林を守り育ててきた林業は、木材価格の長期低迷などにより経済的に成り立ちにくい状況になっており、人工林の手入れが行き届かず、森林の公益的機能の低下が危惧されている。

また、人々の意識が、心の豊かさを重視する方向へと変化している中、森林の公益的機能の発揮に対する県民の期待が一層高まるなど、森林の果たす役割が改めて見直されている。

こうした中、森林をより良い姿で未来に引き継ぐために、森林の恩恵を受けているすべての県民に理解と協力を求め、本県の森林を県民全体で支えていくためのシステムの構築が必要であり、本税制度を導入したものである。

#### 2 課税方式

水道・井戸水定額課税方式（法定外目的税）、②県民税均等割超過課税方式（普通税）、③県民税同時課税方式（法定外目的税）の3つの課税方式を検討したが、公平性の確保、徴税コスト、税制としての実効性を勘案して、②県民税均等割超過課税方式（普通税）とすることが最も妥当である。

#### 3 税率

全体の税収規模、当初案の水準、アンケート結果、法人の社会的役割、現行の県民税均等割の仕組み、現在の森林の状況等を考慮して検討した結果、個人の超過額を500円、法人の超過税率を均等割額の5%とするのが適当である。

#### 4 課税期間

概ね5年間とし、政策税制としての導入効果を検証した上で、制度の見直しを検討するのが適当である。

### H20の見直し時の検討経緯

#### 1 税の必要性

人々の意識は、より快適で安心できる暮らしや心の豊かさを重視する傾向にあり、森林が有する公益的機能に県民の期待はますます高まりつつある。

また、地球温暖化対策が喫緊の課題となっているが、森林による二酸化炭素の吸収を促進するためには、森林の整備を加速させる必要がある。さらに、岡山県では、国を上回る目標を定めているが、これを達成するためには、なお一層、森林を適正に整備することが強く求められる。

一方で、木材価格の長期低落や担い手の減少などに加え、岡山県の92%を占める私有林は、手入れが行き届かず放置される傾向にあり、森林の荒廃が一層進行している。このため、森林が有する公益的機能が著しく低下しており、県民の生活に重大な影響を及ぼしかねない状況となっている。

我々の生活にとってかけがえのない森林をより良い形で次の世代に引き継いでいくには、すべての県民が一体となって森林の保全に関する施策を一層推進していく必要があるが、おかやま森づくり県民税は、その貴重な財源として存続させるべきである。

## 2 使途事業の方向性

これまでの事業の成果や現状にかんがみ、今後とも①水源のかん養、地球温暖化防止などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり、②森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進、③森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進の3つの柱に従いながら、各種の森林の保全に関する事業を実施していくこととする。

新たな対策としては、担い手対策の強化、県産材の加工及び流通対策の検討、国庫補助事業を進捗させるための対策や市町村等による地域型事業の提案などが考えられる。

なお、国庫補助事業の実施に当たっては、必要な一般財源を確保することが原則ではあるが、諸般の事情を十分勘案しながら、必要最小限の事業に限定して、おかやま森づくり県民税の充当を検討する余地があるものと考えられる。

## 3 税制度のあり方

### (1) 課税方式

森林の恩恵を受けているすべての県民と事業者理解と協力を求め、岡山県の森林を県民全体で支えていくことを本旨とするものであることにかんがみると、現在の課税方式を変更する必要はないものと考えられる。

### (2) 税率

岡山県と同様の主旨で29の県が県民税の超過課税を行っているところであるが、そのうち岡山県と同じ税率（個人：500円、法人：均等割額の5%）により課税しているものは、18であり、全体の半数を超えていること、②今後、行う必要がある事業に要する費用に相当する税収を確保できる見込みであることなどにかんがみると、税率を変更する必要はないものと考えられる。

### (3) 課税期間

おかやま森づくり県民税は、「水源のかん養、地球温暖化防止などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり事業」など、2に掲げる岡山県における特別な行政需要に充当するものであることにかんがみると、主要事業の実施期間を一つの目安として課税を行うこととすべきである。

なお、おかやま森づくり県民税を充当する事業の中核である間伐事業の計画期間が5年間とされていることを踏まえると、おかやま森づくり県民税の課税期間は、今後、5年間とすることが適当である。

## □参考□

### 導入までの経緯

平成13年 5月：有識者で構成する「岡山県税制懇話会」を設置し、課税自主権の活用による法定外目的税として産業廃棄物処理税及び水源かん養税の創設について検討を開始。

平成14年 3月：税制懇話会から知事に報告。

水源かん養税については水の使用量に応じて税負担を求める課税方式（法定外目的税）を提示。

平成15年 6月：知事が、県議会において、水源かん養税の再検討を表明し、7月から税制懇話会において再検討を開始。

平成15年10月：税制懇話会から知事に報告。

森林保全を目的とする税制案として県民税均等割の超過課税方式を提示。

平成15年12月：「森林の保全に係る県民税の特例に関する条例」が成立。

平成16年 4月：同条例を施行。（森づくり県民税としてスタート）

（鳥取県、島根県、山口県は平成17年度、広島県は19年度に導入）

### 条例施行5年後の検討

平成20年 5月：有識者で構成する「岡山県税制懇話会」を設置

平成20年5月～11月：税制懇話会において、「森づくり県民税」の制度設計やこれまでの事業の成果等を検証

平成20年11月：税制懇話会から知事へ、存続すべきである旨を報告

平成20年12月：「森林の保全に係る県民税の特例に関する条例改正案」を提案、可決成立した。

平成21年4月：改正条例を施行

（中国地方の他の4県も、施行5年後に見直しを行い、それぞれ延長している。）